

JAMトピックス

J A M
15年春季生活闘争
中央討論集会

ベア 9,000 円の要求へ 是正はプラス 1,500 円

2014年12月16日
編集：JAM本部

2015年春季生活闘争中央討論集会が12月1日、静岡県で開かれ、9,000円のベースアップと、是正が必要な場合はそれに加えて1,500円以上とするJAMの2015年春季生活闘争方針大綱について討議し、300人余りが集まった。1月の中央委員会での方針決定へ向けて地方などで議論が積み重ねられる。

冒頭のあいさつに立った武井喜樹JAM副会長は、引き続き物価上昇局面での交渉となることから、物昇分を確保する月例賃金の引き上げと、非正規を含むすべての労働者の賃金引き上げ・底上げに引き続き取り組んでいくと決意を述べた。



<底上げへの決意を述べる武井副会長>

【JAM2015年春季生活闘争方針大綱】

1. 賃上げ要求基準

1) 賃上げ額

賃金構造維持分に加えて、下記の「賃金水準の引上げ」をおこなう。

賃金水準の引上げ額

- ①過年度物価上昇分と生活改善分を勘案して
9,000円
- ②是正が必要な場合には上記に加えて
1,500円以上

2) 個別賃金要求

JAMは標準労働者要求基準、JAM一人前ミニマム基準への到達を基本として、個別賃金絶対額水準を重視する。

◆標準労働者の要求水準は現行水準に9,000円を上乗せする。

①標準労働者要求基準

高卒直入者	30歳	35歳
所定内賃金	269,000	314,000

②JAM一人前ミニマム基準

	18歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳
所定内賃金	156,000	170,000	205,000	240,000	270,000	295,000	315,000	335,000

3) 賃金水準の引上げの取り組み方

- ①賃金制度がある→賃金構造維持分に加えて、1)の引上げ額を要求する
- ②賃金制度がない→賃金実態の把握に基づいて推計できる→その相当分に加えて、1)の引上げ額を要求する。
- ③賃金制度がない→賃金構造維持分の推計も出来ない→平均賃上げ要求基準13,500円
→是正が必要な場合の要求基準15,000円以上

4) 継続して取り組む賃金是正について

- ①数年、賃金構造維持分を確保できなかった、賃金制度がなく妥結額が4,500円未満の単組→実態を労使で確認→賃金水準の低下を確認→回復をめざす中期の是正目標を定め、1,500円以上の水準引上げ要求をする。
 - ②賃金構造維持分を確保した単組→人材確保、初任給の引上げ、賃金分布の偏り・ひずみに対し、賃金改善・是正の要求をする。
 - ③複数年をかけて是正に取り組む単組→人材確保や格差是正の観点から要求する。
- ##### 5) 直雇用の非正規労働者、高齢継続雇用者の賃金賃上げ要求基準に準じた賃金引上げの要求をする。

2. 企業内最低賃金協定

非正規を含む全従業員の最賃協定の締結をめざす。800円未満協定額または法定最低賃金との差が50円に満たない協定額は直ちに引上げを検討する。

3. 一時金要求

家計における経常的な支出を担う度合、将来に対する備え(貯蓄)など、一時金の必要性に留意し、生活防衛の観点から、一時金水準の確保・向上をめざし、要求する。

- 1) 年間5ヶ月基準 または 半期2.5ヶ月基準の要求とする。
- 2) 最低到達基準として、年間4ヶ月または半期2ヶ月とする。

4. 闘争日程

1. 統一要求日：2月24日(火)